

令和 7 年 4 月に中学校へ入学予定のお子様の保護者様へ
(就学援助制度)入学支度金の申請のお知らせ

(英訳版: Notice for Admission Allowance、中訳版: 入学准备金的通知)

◆ 対象者について(所得審査があります。) ◆

次の(1)～(3)のすべての要件に該当する方

- (1)世帯合計所得が就学援助の認定基準額内である方(※認定基準額は下記参照)
- (2)申請時点および令和 7 年 4 月以降も豊島区に居住される方
- (3)お子様が令和 7 年 4 月に国公立の中学校へ入学される方

※現時点で私立中学校等への入学を検討されている方でも申請可能ですが、私立中学校への入学が確定した場合は支給されません。

ただし、次の(4)～(6)のいずれかに該当する場合は支給対象外となります。

- (4)生活保護を受給している方(※生活保護費から支給されます。)
- (5)他の自治体で既に入学支度金を受給している方
- (6)特別支援学校へ入学される方(※入学前は対象外ですが、入学後、4 月中に就学援助を申請して認定となれば、就学奨励費(別途、特別支援学校で申請)との差額を支給いたします。)

○認定基準 : 令和 5 年中の世帯所得額が下記の「認定となる所得額の例」に該当する方

「認定となる所得額の例」

人数	世帯構成(例)	世帯全員の合計所得額 (R5.1.1～R5.12.31)
2人	35歳、7歳	302万円未満
3人	40歳、12歳、7歳	395万円未満
4人	45歳、45歳、14歳、9歳	411万円未満
5人	70歳、45歳、45歳、12歳、7歳	444万円未満
6人	70歳、70歳、45歳、45歳、14歳、9歳	489万円未満

※上記基準額はモデル例です。家族構成や年齢によって認定基準額が異なるため、基準額を超えていると思われる場合であっても、援助を希望する場合は必ずご申請ください。

※所得とは、給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者等確定申告をした方は確定申告書の「所得金額の合計」です。

◆ 支給について ◆

支 給 額: 81,000円

※支給時期は3月下旬を予定しております。

※保護者口座へ直接振込みます。

◆ 申請手続きについて ◆

令和 6 年度 就学援助費受給申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて、豊島区教育委員会 学務課へ郵送または窓口へご提出ください。なお、申請書については、学務課および総合窓口課、東部・西部区民事務所で配布しております。また HP からダウンロード可能です。

※既に今年度、「令和 6 年度就学援助」が「認定」となっている方は申請不要です。

(裏面に続きます)

◆ 申請期限・申請方法について ◆

申請期限：令和 7 年 1 月 27 日(月)

※上記期限は、入学支度金の支給にかかる申請期限となっております。それ以外の支給費目にかかる就学援助申請は、2 月末まで受付しております。

窓口申請の場合：【受付時間】午前 8 時 30 分～午後 5 時

郵送申請の場合：提出期限内、消印有効（※郵送事故等の責任は負いかねます。）

◆ 留意事項 ◆

・当申請に関して、入学予定先の確認をさせていただくため、別紙の入学確認票の提出等の案内をご参照のうえ、期日までに手続きを行ってください。なお、豊島区以外の区市町村立の中学校へ入学予定の場合には、下記問合せ先までご連絡ください。

★令和 6 年度就学援助の申請の結果、「**認定**」となった場合であっても、就学援助の申請は毎年度必要のため、令和 7 年度の就学援助を希望する場合には、必ず令和 7 年 4 月中に改めて就学援助の申請を行ってください。

★令和 6 年度就学援助の申請の結果、「**否認定**」となった場合であっても、令和 7 年 4 月以降に当該年度の就学援助の申請を行うことができ、審査の結果「認定」となる場合がございます(※)。

※今回の令和6年度就学援助の申請は、令和5年中の世帯合計所得で審査しますが、令和7年度4月以降の就学援助の申請では、令和6年中の世帯合計所得で審査するため世帯合計所得の審査年が変わります。

令和7年度の就学援助が認定された場合、入学支度金及び学用品費等の援助を受けることができます。

・支給後に、下記①または②のいずれかに該当された場合は、入学支度金を返還していただきます。

(該当された場合は、速やかにご連絡をお願いします。)

① 中学校入学前に豊島区外へ転出された場合

② 国公立の中学校へ入学されなかった場合

翻訳版をご希望の方は、豊島区教育委員会のホームページをご参照ください(12 月下旬掲載予定)。

(英訳) If you need translation, please visit our website of Toshima City, Board of Education.

(Will be posted late December)

(中訳) 如果您需要翻译版本, 请参考丰岛区教育委员会的网站主页(预计 12 月下旬登载)。

◆ 問合せ先・提出先 ◆

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号 豊島区役所本庁舎7階 (⑦番窓口)

豊島区教育委員会事務局 教育部 学務課

電話:03-3981-1174(直通)

時間:午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※土・日・祝日は閉庁日のため、予めご了承ください。